

親鸞聖人本伝和讃について

福原亮 殿

私が昨年発見し入手した書は『親鸞聖人本伝和讃』という。その原本は京都の仏光寺派本山に秘蔵されていた如信（一二三九—一三〇〇）の真筆の原本を江戸時代元文三年（一七三八）智功靈鳳が許しを得て筆写したものである。しかるに天明の大火（一七八八）に依って原本が焼失したので、この写本は貴重書と言ってよい。これは親鸞（一一七三—一二二二）の直弟子であり、孫でもある如信作という意味で、他の伝記にない方面の記録が存在していても、信用してよいものが多からうかと考える。同じく直弟子の真仏（一二〇九—一二五八）と顕智（一二二八—一三二〇）が書いたという高田正統伝本伝（聖人の六十歳までの記述は真仏、それ以後は顕智の記述という）に比べると、両者に似通うところが多いが、異なる所もあり、その場合に親鸞の血族の手に成ったものが、信頼のおけるものがあるに違いない。即ちこの本伝和讃の最後の所に、如信の書いた和讃に父親の善鸞（一二二一—一二二二）（一説、一二二七—一二八六）が副署しているほどである。

親鸞聖人本伝和讃について（福原）

るから、（兩人とも今の福島県の大網、信頼の置ける推定では、東白河郡竹貫村、大網新田に一緒に住んでいたのでは）、親鸞の血族（父子ともに親鸞の側で教を受けた事実が認められる）であるから、その記述の信頼性は高いものと考えられるのである。この書について、先ず紹介し、紙面の許す限り、私の所見を述べようと思う。この和讃は五百四十二首あり、項目は九十五、細目二百十九であり、他の親鸞伝記に記されていない事項等に関しては後に此れを取上げて考究することにする。

第一に九十五項目を列記しよう。括弧内は聖人の年齢。

- (1) 聖人弥陀の化現
- (2) 天照大神の後胤
- (3) 三国大師の再誕
- (4) 親鸞聖人の俗称
- (5) 在家時代の聖人〔1以後〕
- (6) 日野家の大悲劇
- (7) 敵父有範の入滅〔4〕
- (8) 聖人学業を習う〔5と7〕
- (9) 聖人悲母の入滅〔8〕
- (10) 聖人出家を願う〔9〕
- (11) 叡山に登り学ぶ〔10〕
- (12) 太子廟参籠其他〔19〕

親鸞聖人本伝和讃について（福原）

- (13) 大乘止観を講ず〔25〕
(14) 聖光院主となる
(15) 大蔵経閲覧研究〔27〕
(16) 殊勝の法を祈請
(17) 華嚴経を講義す
(18) 聖人密行修法す
(19) 奢摩他行を修す〔28〕
(20) 隱遁の形見分つ〔29〕
(21) 六角堂百日參籠
(22) 薬師仏を千拜す
(23) 聖人の吉水入室
(24) 九条兼実の知識〔32〕
(25) 僧綽空は結婚す
(26) 選択集書写許可〔33〕
(27) 信行兩座を分つ
(28) 信心諍論の判決〔34〕
(29) 念仏禁制の発令〔35〕
(30) 法然上人の配流
(31) 親鸞聖人の配流
(32) 聖人勅免の宣旨〔39〕
(33) 善光寺へ參詣す
(34) 掃洛途中の教化〔40〕
(35) 掃洛以後の行実
(36) 源海聖人に帰す
(37) 東国勸化に出発〔40〕41〕
(38) 北陸等を再教化〔42〕
(39) 下妻の聖人夫妻〔43〕44〕
(40) 下野方面の教化
(41) 稲田草菴の教化〔45〕
(42) 關東広域の教化〔47〕48〕
(43) 辨円聖人に帰依〔49〕
(44) 総陸二州を教化〔51〕
(45) 教行信証の撰集〔52〕
(46) 下野地方の教化〔53〕
(47) 阿弥陀寺の建立
(48) 善光寺再度參詣
(49) 稲田の老尼教化
(50) 聖人鹿島に帰る〔54〕
(51) 聖人稲田に在り〔55〕56〕
(52) 聖人掃依の直弟
(53) 高田に移り教化〔58〕
(54) 相州鎌倉辺教化〔59〕
(55) 阿弥陀寺の住持〔60〕
(56) 高田出発掃洛へ〔61〕
(57) 一切経校合の事
(58) 箱根神官の礼節
(59) 東海道筋の教化〔62〕
(60) 内宮外宮の巡見

- (61) 伊賀近州に寄る〔63〕
(62) 善性房聖人迎う
(63) 毘沙門堂に納仏
(64) 錦織寺勅号の事
(65) 聖人遂に掃洛す〔63〕
(66) 善然聖人に拜謁
(67) 聖人西洞院移住
(68) 門弟に教化命す
(69) 直弟聖人を訪う〔65〕
(70) 東国へ顯智派遣
(71) 直弟順次上京す〔66〕
(72) 立川流降伏命す
(73) 平太郎熊野參詣〔68〕
(74) 聖人の諸処歴訪〔69〕
(75) 岡崎諸処へ往返
(76) 入西房監察の事
(77) 淨高和讃の草案〔71〕72〕
(78) 門弟等聖人に面接〔73〕75〕
(79) 淨高和讃を再治〔76〕
(80) 聖人山陽道教化〔77〕79〕
(81) 諸経の文類集成〔80〕
(82) 愚充鈔草案成る〔81〕
(83) 正像末和讃草案〔82〕
(84) 後世物語を草す〔83〕
(85) 蓮位夢想のこと〔85〕
(86) 聖人岡崎に逗留
(87) 顯智に安心口決〔86〕
(88) 正像末和讃清書
(89) 廿一口決顯智へ
(90) 直弟へ安心口決〔87〕
(91) 禰ノ木法然廟參拜〔88〕
(92) 掃洛後消息の数〔89〕
(93) 直弟に親く遺誠〔90〕
(94) 還淨前後の様相
(95) 葬儀と爾後処理

この正伝和讃を読んで特に注意すべき記事八項について以下述べることにする。

第一 家系と悲劇の事

覚如の御伝鈔は覚如が親鸞の直弟子の如信から教を受け、

同時に又聖人一代の事を如信から聞いて聖人一代中の重要事項を、特に真宗教義を誤りなく正しく伝受し後世に伝えるべき目的を以って編まれているように考えられる。そこで御伝鈔の記事の十五段は、すべて本伝和讃の中に原型があることは当然と云つてよい。そして真宗教義に関わりが濃くないと覚如に依つて判断された部分は、例えば神社・仏閣への聖人参拝の記事や日野一家の悲劇の記事などは排除して、これを省略されたものではないかと考えられる。しかるに本伝和讃は、最も信者一般の身に取つては知られたくない家系の方面の悲劇的結末の方面も隠すことなく此れを叙述した。おそらくその世間的不幸という記述は、末法においては止むを得ないことで、末法の時世にあつて正信念仏の道に強く生きぬき、如来の大悲の伝道に挺身せられた聖人を描き出すことが最もよい事として如信の心に映じたからであると考えられる。そして伝道に生き抜かれた此の祖父聖人こそ弥陀如来の化現であると、声を大にして説かずにはいられた人であった人々が如信であつたと云えよう。和讃に云う(三七首・三八首)。

嚴父有範をいへば 後白川の近從にて

皇太后宮の内大臣 花山の峯にかゞやけり

愛鸞悲母の姓系は 源家の嫡流義親の息

六条の判官為義の伏女 吉光女とまうしける。

又後の和讃(五一、五二、五三、五四、五五首)に云う。

親鸞聖人本伝和讃について(福原)

盛衰興廢世のならひ 崇徳親院の謀計により

判官為義を召ほどに 是非にをよばず御方せり

御運ひらかせ玉はねば 新院讃州に辺謫す

六条の判官が同族は のこらず伏誅せられたり

四位の少将有範は 為義の婚姻なれば

同心罪科はなけれども 家督を没取せられたり

五葉丸浅丸殿と兄弟を 宇多の局ともろともに

範綱郷にあづけをく 其身は遁世し玉ひき

宇治の三室に隠居して 大進入道となり玉い

安養世界を恋慕して 念仏三昧勤修せり

ここに記されたような事情があつたので、聖人は流罪後にも、又関東などを教化されて六十三歳で帰洛された後も、故郷日野の里へは立寄られず、西洞院五条の御坊や岡崎の御坊、あるいは弟尋有の善法院等へ住まわれたものと考えられる。我れわれが一般に故郷に帰る気持が聖人に存しなかつたのも首肯できる。

第二 中心教義は行信

如信は聖人に就き若き日に熱心に聖人の直弟子として真宗教義を学習した(宗祖の還浄の時に如信は廿八歳で、それ迄十年間のうち何年かは祖父の許で学習したものと考えられる)。それ故に第三代覚如が聖人に面授口訣を得ていないと

は云え、如信は覚如に真宗教義の最重要の行信義を相伝し、親鸞―如信―覚如の厳然たる法脈が受け継がれたことになったのである。聖人は七祖の教が、即我が信ずる道であるとして教行証文類の行巻の終りの正信念仏偈に「唯可信斯高僧説」と説くが、それは念仏往生の道であった。それ故本典の標題に願浄土真実教行証文類（三法立題）と云うのであり、本典の終りの化身土巻には聖人が元祖法然より選択集を相承したことを感激を以て其の靡びを述べ感謝の意を表しているのである。そこで正信念仏という語も「念仏を正信す」と読むべきであり（これは往生要集において源信が華嚴を引用して、念仏を信ずと云うているので明らかであり）、歎異抄に「親鸞におきては、ただ念仏して弥陀にたすけられまゐらすべしとよきひとの仰を被りて信ずるほかに別の仔細なきなり」という意と全く同じく念仏往生義にほかならない。それ故に銘文（真聖全二、五九五）には「安養浄土の往生の正因は念仏を本とまふす御こと也としるべし、正因といふは浄土に生まれて仏にかならずなるたねとまふすなり」と説かれるのである。しかし動舌発声の口称の力で以てて浄土往生の果を得るのではない。それは聖人の師法然上人が「往生之業念仏為本」と標挙しつつも、選択集三心章に「念仏行者必可具足三心之文」として、信なき称名往生でないことを示されていることに依つて明了である。茲に聖人は本典に信巻を別開

し、教行信証という四法の立て方（四法立題）をなして、涅槃經の「涅槃の真因は唯信心を以てす」（これは源信が既に要集に引用しているもの）を引用して、所謂信心往生を教えられたわけである。そこで七祖の念仏往生という行々相對の化風のまま此の聖人においては口称口力の念仏を斥ける意味よりして信心往生という教化となった。ここに聖人の絶対門の化風がある。誠に真宗の宗祖と云われる所以がここに存す。決して師資相違なのではない。これを教えられ体得された如信は、本伝和讃に信行兩座、信心諍論のことを述べずにいられたのであつたのである。そうなると往因円満以後の口称念仏は恩海に向うのであつて、そのことは聖人が弥女（覚信尼）に対して臨終近き日に申された次の偈中の言葉に依つて知られる（五一七、五一八、五一九首）。

中にも第七の弥女は 十方に連れてをはします
 聖人這を御覽じて 余りに愛嘆し玉ふな

至心信樂己をわすれ 一念決定うたがひなし

安養浄土の対面こそ 明日をも不知此身なり
 慶喜金剛のころざし 永き離れなきあひだ

仏恩報尽懈怠なく 吾を慕て参られよ

さらに聖人自身の御臨末の状を伝えていう（五二七首）。

仏恩の深きことを感信し 声に余言をあらはさず

不退の稍名殊勝にて 平生業成いさましむ

と。聖人には称名念仏に三の取扱い方があった。第一は業因（本願名号正定業）、第二は法体全現、信体流出（真実信心必具名号）、第三は報恩（唯能常称如来号）である。

本伝和讃には念仏禁制の折、証空が念仏することをお止めになってはいかかかと云う。これに対し法然上人は報恩の念仏、聖人は信体流出の念仏を以って答えられている（二二二乃至二一七首）。

鵜木の証空申されけるは、これほどに浄土真宗を
拉められたる時節なれば、上人も念仏遠慮あるべきか

大師上人の玉はく、法蔵菩薩の誓願は

愚蒙ひとりの痛苦なり、報尽謝徳の為ならば

舌を八分にさかれても、骨髓を粉にくだき

かばねを路頭にさらすとも、念仏停止はすまじとなり

小坂も力らをよばずして、鸞聖人多まひられて

念仏停止をいさめられ、世上の安否をかたらるゝ

善信上人のたまはく、自身自力の才覚にて

となふる処の仏号ならば、進退はいたすべきか

仏智廻向の信よりも、自然と称名あらはるゝ

善信房がはからひにて、不唱称はかなはぬ也と

この行信義を如信は聖人より正しく相承した。

第三 往生意義の叙述

浄土真宗は七祖教義を相承するから、往生についても宗教

親鸞聖人本伝和讃について（福原）

哲学的論理がある。即ち天親の浄土論にみられる五果即一果、広門略門相入のことや、曇鸞の往生論註に説かれる生即無生の理、さらに源信の往生要集に示される往生即成仏の理も存す。しかしその哲理も決して凡情の「往いて生れる」意と相容れないものではない。「浄土で再び会いましょう」（小経に云う俱会一処）と矛盾しない往生意義がある。このことを示す和讃が聖人の第七弥女（覚信尼）への言葉を伝える（五一八、五一九首）。

至心信樂已をわすれ、一念決定うたがひなし

安養浄土の対面こそ、明日をも不知此身なり

慶喜金剛のころろさし、永き離でなきあひだ

仏恩報尽懈怠なく、吾を慕て参られよ

この本伝和讃には安樂房、往蓮房が、念仏禁制の折に処刑されたことを詳しく述べるが、往蓮が懐述した言葉を伝える和讃（一九二乃至一九三首）には、浄土へ往生するといふ凡情そのままを述べたものがある。それ故にこそ嬉しきがある（嬉しいと云うことは凡情とみるほかない）。

大師の恩のふかきこと、滄溟海もいそならん

高きことを喩えんには、蘇迷盧山もかずならず

浄土に参らんことの嬉しさに、身をば仏にまかせつる哉

ともに涙にかきくれて、恐懼してこそをくりける

二人の別のあはれさに、目もあてられぬ気色なり

安養浄土の対面と いさみて屠所に至りける

第四 妻子及び諸弟子

この和讃には聖人の京都における妻玉日について述べ、また長男の範意（後の印信）が生まれ、流罪に当って慈円が其子を教育する旨を述べる（二二六乃至二二九首）。

鸞師左遷の宣旨を聞き 嘉月（三）十三日の暮方に

先師青蓮院えわたらせ 邊乞（三）に参玉ふ

慈鎮和尚も涙にむせび 聖人もたがひに物もの玉はず

ともに袂をしほり玉ふ 往昔師弟の好みなり

和尚愁涙をしとどめ 出家も俗も崖（三）扁（三）も

恩愛はなはだたちがたく 範意童子はかなしまじ

我方（三）にうけとりて 御身のかはりとかしづきて

読書をこたりあるべからず 聖人喜悅し玉ふなり

まことに聖人は人情のあついな柄で、我れわれに身近かな人であることを感じる。そして御赦免後に京都に帰った聖人は可愛い我が子と再会、よろこびの中に暫らく京都岡崎の菴室に逗留したと云う（二八四首）。まことに父親らしい。

印信御房に対面有り これも慈鎮の下知として

岡崎の菴室に同行す しばらくこゝに逗留せり

東国伝道の旅に出た聖人は常陸国下妻の郡司武弘の許で（二三〇首）、それは武弘を始めて法然上人に謁せしめた因縁があ

り、また往生浄土の安心について聖人が示した因縁があるからであったと述べる（三〇四首）。そこに暫らく居たが、聖人は伝道意欲が盛んで、越後越中信州上州を再化され（三〇六首）、郡司武弘の使者が来て頻りに招請したため（三〇七首）再び下妻に帰られた（三〇八首）。そして和讃の文の如く、朝姫（恵信尼）と同棲することになる（三〇九首）。

同月下旬（三）の薙（三）に 武弘がこしらへにて

真岡の判官兵部郷 三善が息女給仕せり

これが玉日亡きあと、第二の妻であった。この妻との間に善鸞が生れる。しかるに善鸞の生れた年は一二二二年説（聖人四十歳）と一二二七年説（聖人四十五歳）とがあるが、後説が正しいとすれば聖人が常州下妻で朝姫（恵信尼）と同棲されて以後と云うことになるであろう。善鸞に関しては今なお調査考究すべきことが多いのである。

本伝和讃を見ると、その中に直弟子のことが記され、聖人と直弟子との関わりを知る上に重要なものと云ってよい。今その直弟子の名のみを列記すれば次の如し。

顯智、真仏、性信、專信、蓮位、定禪、源海、專空、念信、善然、信海、唯円、唯信、無為信（無為子、無為心）、善性、順信、覚円、是心（是信）、念仏。

もちろん此等の直弟子は、所謂廿四輩中に出る人ばかりではない。東国には聖人の在世より滅後にわたって、大綱・高

田・横曾根・鹿島等の地域に、それぞれ門徒があつたと伝えられるが、その門徒の中における聖人の直弟子や孫弟子のなかに、門徒夫れぞれに取つて縁の厚い者も薄い者もあつた筈で、この本伝和讃の直弟子を調べてみる時、その感を深くする。近時、善鸞に関する義絶について、或る学者は疑義を抱いているが、越前の四カ教団の中、出雲路派・山元派では善鸞上人を列祖の一人に数えていることでもあるから、義絶がいかなることを意味していたかについて再検討する必要があるかと思う。善鸞について和讃にいう(四九三首)。

七十三四五の春秋に 東国の門人來參す

慈信房善鸞上人 両度まで見參ある

いわゆる義絶は聖人の八十四歳の折とされているが(高田派本山に義絶状の写しがある)、上記の如く十年前には何事もない。聖人が大綱に善鸞を派して奥州伝道を命ぜられ、善鸞は真面目に伝道したものと考えられる。そして何らかの事情(北条幕府の方が禅を重んじ念仏禁制をなしたということ)に依るのかも知れないが、善鸞は外的圧力に対する反発力に欠け(もししくは乏しく)、宗義紊乱を鎮圧する指導力に欠け(もししくは乏しく)、伝道上門信徒を掌握する力に欠けていた為に聖人から伝道に關し快く思われていなかったかとも考えられる。本伝和讃には義絶の事は一切記されていないで、和讃を書き畢つた建治二年(一二七六)、大綱慈信房(善鸞)は如

親鸞聖人本伝和讃について(福原)

信の書いた此の和讃に副署しており、此の和讃に述べられている「親鸞聖人御一代事」は間違いないと示された。即ち教義の根本、行信義が正しく述べられていることを証明している点からみて、善鸞は聖人還浄後十四年後には、たとい義絶のことが史実であつたとしても(義絶について疑問はあるが)、正安心に住していられたとみてよいのである。この和讃を信用する限り、善鸞を異解者扱いにすることは正しくないのではないかと思う。

第五 邪宗の徹底破斥

聖人の本典化身土巻には勸決邪偽のことが説かれ、正像末和讃所収の愚禿悲歎述懐和讃には外儀は仏教の姿をしていても内心外道に皈依している現状を批判し、良時吉日をえらび、天神地祇をあがめ、卜占祭祀をつとめとする仏教僧を戒しめ、南都・北嶺の仏法者の現状の非仏教性を批判する。しかし破斥の実動まではしなかつた。それは恐らく事象面での邪偽はあつても、それらの宗旨における正しい理(教理)の方面はあくまで正理であり、正道を行く僧もあつて、正道であるから、破斥の実動はしなかつたのである。しかし立川流は許せない。次の如く和讃(四六六、四六八首)に説いている。

聖人六十六歳の朔易(十一月)に 高田の専空房上られ

西洞院の御坊にて 対顔を御免ある

親鸞聖人本伝和讃について（福原）

……
情奥州へ下りて 是心覚円無為心等

立川表の邪義骨張 驅く降伏せしむべし

水原堯栄著『邪教立川流の研究』に詳説されている如く、立川流は、性怒の浄化を以て即身成仏の玄底と見做し、現実生活に即し人生の真味を体験して、意義ある人生の勝計を成すものはこの宇宙に生存するものの通有一貫せる一大真理であると説く。そして法然・親鸞の出世の直前に在世した任寛が開祖であり、この一派は、真言系であり、宗祖が二十年間東国伝道に懸命の努力を捧げた地に、立川流が繁栄し、その勢は、遂に武蔵国立川を中心として伊豆、越前、越中、大和、京都、醍醐、嵯峨、九州などに拡がり、真言の一邪流の一派は真言のある所に延び、聖人の伝道の地に到る処喰い込む状態となったのである。聖人が一大事と考えたのは無理ではない。何故に聖人が開拓した念仏弘通の地に此の立川通が入り込んで栄えるに至ったか。その立川流は法然・親鸞の両祖による弥陀本願の正宗教勃興の余波をうけ、密教の即身成仏思想の中に、他力本願の阿弥陀仏唱名往生の思想を受け容れ、「一音万法、皆具足、声遍十方、諸如来」という真実乗の言葉をそのままに、阿弥陀名号の阿字を唱えることこそ即身成仏の素懐を遂げる唯一の捷徑であると眺め、五色邪義の構案に、立川流の教格の地盤を置いたからである。これは覚鑿

（一〇九五―一四三）の真言浄土教における二種往生（現身往生、臨終往生）のなか即身成仏の現身往生の義と関係があると私はみるが、その即身成仏義が邪道に奔ったものが此の立川流であると思う。専空（一一二―一三三）は善鸞より一歳（もしくは六歳）年長者で、優秀な聖人の弟子であったから降伏のために派遣し、是信（是心）（一一二六）は羽州生れの人であったから、また覚円は奥州（福島県）安積に居住した聖人の直弟子、無為心（無為信）（無為子）（一一八六―二六四）は聖人より若干年少者であって、此れ等の優秀の弟子達を東国の立川流根拠地に派遣して、その邪教伝道を喰い止めようとされたものと思う。聖人は綽空時代に僧分として肉食妻帯に踏み切ったとは云え、それは形の上で在家示同ではあっても、内心には淨信を蓄え、真実の仏法者であり、所謂居士であり、どうしても此の邪教を許すことができなかつたものと考えられるのである。

第六 安心口決の記事

聖人は和讃（五〇三乃至五〇七首）に依るに次の如く安心口決をせられたことが記されている。

大師八十六歳布訛（夏） 梅潤（四月）五日の夜五更に
西ノ洞院の御坊にて 自画の御影の尊前に
顯智房を召し寄て 安心口決の相伝ある

今年秀秋（七月）下旬の比 正像末和讃を清書あり

全年窮陰冷節（十二月）に 富小路の禪房にて

二十一通の口決を書し 願智房へ授らる

正元々年八十七歳 仲呂（四月）上旬の比よりも

諸方の直弟呼玉ひ 安心口決の相伝ある

この口伝するということは、論註下（真聖全一・三二一）に「若必須_レ知亦有_三方便_一。必須_三口授_一。不_レ得_レ題_三之筆点_一」という文や、法然上人の御教導に依つたものと考えられる。上人は如何に教えていられたが、法然上人行状画図二一（浄全一六、二三一a）に次の如く説く。

上人つねに仰られける御詞。上人の給はく、口伝なくして浄土の法門を見るは、往生の得分を見うしなうなり。

と。天台にも真言にも口伝法門がある。それは信頼のおける弟子一人に対して口授するものであって、唯授一人と云つても願智一人に限られず、真仏も如信も、その他の直弟子の中の若干名に聖人は安心口決を別々にされたと考えてよい。口決二十一通は、覚如上人の編集した口伝鈔（廿一条）と同様のものであったと考える。本典等を読んだだけでは肝要の体得はむつかしいが、口決されると教義の体得がたやすい。又その口決された法門を大事に後世に伝持する意欲を直弟に生ぜしめたに相違ないものと思う。

親鸞聖人本伝和讃について（福原）

第七 山陽道への伝道

和讃には、聖人が芸州・宮島へ下向され（四九五首）、ついで性空によって有名な書写山を訪ね（四九五首）、上洛の道中に伝道をなしつつ、次には高砂、尾上ノ松下、曾根の松影を見やつて、須磨・明石を順見し、最後に坂陽天王寺に参詣した（四九六首）という。これは聖人の七十七・八・九歳の時であったとする。この記事は存覚の正明伝にも高田伝にもない。高田正統伝本伝（六）には、何事も記載されていないが、これは願智が知らなかったのに反して、如信は聖人の西国教化を知っていたから記したためにそうなったものと考ええる。かつて聖人は直弟子の明光（二二六四—二二七）を西国に派遣したと伝えられているが、聖人の心中には北陸、中部、関東、奥羽、東海の諸域のほかに西国の教化を志していたと考えられるから芸州の伝道は誤伝ではないと考える。宮島に今も残る大石碑に「念仏講」とあり、年号の文字が甚しく磨滅しているが、弘願念仏の字があり、その頃に聖人が足を踏み入れられたのかも知れず、何人かの念仏者のいた形跡がある。それは不確かではあるが、明光開基（関東六老僧とは別人かも知れない）と伝えられる備後の山南光照寺があり、覚如（二二七〇—一三五二）時代に念仏信者が日蓮の徒と対決するよう本願寺へ願ひ出て、覚如の子存覚（一二九〇—一三七三）

親鸞聖人本伝和讃について（福原）

が対論に出かけ、日蓮の徒を屈伏したと伝えられているのである。これは山陽道を伝道され芸州へも出向かれた際の法義の種子が、芽を出したのもかも知れない。私は聖人の山陽道教化は史実であると思う。

第八 本廟寺院の相承

和讃（五三八乃至五四二）には次の如く云う。

太皷（十二月）上旬第六日 東山吉水の禪房の

近隣大谷に納め玉い 石碑を立て礼拜す

文永九年冬のころ 大谷の墳墓を改め

清水寺の北の辺りに 仏閣を立影像を安ず

干時文永九年壬申 相天（十一月）二十八日の

正午日中にいたりて 成功法讃修し玉ふ

清和源氏三河守 蒲の冠者範頼息女

藤原の在基郷に譲たる 玉河姫の庄園を望み

阿堵二十貫に買取て 覚信尼公の計ひにて

覚恵房唯善兩人に 寺務を預け置玉ふ

これに相当する文が正統伝に存す。高田伝は此れとは少し異なり、廟堂に奉公することを願う覚信尼に預かり証を書かしたという。

（龍谷大学名誉教授）

新刊紹介

平川彰博士古稀記念論集

「仏教思想の諸問題」

菊判・本文八四六頁・定価二〇〇〇円

春秋社・昭和六十年六月三十日刊